

令和3年4月21日

管内事業所 各位

北名古屋市役所 高齢福祉課

「まん延防止等重点措置」の適用に係る高齢者施設等の対応について

日頃は、当市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染再拡大を受け、国において、本県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

各施設等においては、別添「まん延防止・第4波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ」を確認の上、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いします。

なお、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和2年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」等を参考に適切な対応をお願いします。

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0568-22-1111

F A X 0568-26-4477